

母子同室制に関する調査

母子同室制の実態調査

分担研究者 高 橋 悦二郎 (愛育会総合母子保健センター)
研究協力者 宮 崎 叶 (立教大学)
堀 口 貞 夫 (愛育病院)
藤 井 仁 (都立築地産院)
綱 野 武 博 (愛育研究所)

研究目的

最近出生後早期からの母子接触がMaternal-Infant Bond を高める上から大切であると改めて強調されて来た。

母子相互作用を強め、母性の確立を促進するものとして、分娩直後の新生児を産婦に抱かせたり、母乳哺育、更に母子同室制 Rooming-in System の問題等が取り上げられる。

我が国に於ける母子同室制の実態はどの様になっているか。アンケート調査によって知ろうとした。

調査方法

厚生省医務局発行の病院要覧1978年版に掲載されている産科のある病院2656カ所の産婦人科医長又は新生児科医長宛アンケート用紙を送って回答を求めた。回答を寄せられたのは1000病院以上であったが、現在産科を閉鎖しているもの等は除外し、有効回答数993病院(有効回収率37.4%)を得た。

アンケート用紙には21の設問があり、病院の設置主体:ベッド数:救急未熟児養育医療機関等の指定の有無:年間分娩数:産婦人科要員数:陣痛室,分娩室,新生児室の形態や規模等:更に分娩直後の褥婦の管理:新生児の主な診療責任者:新生児の栄養方法:保健指導等について尋ね、13問~21問は母子同室制についての項目である。

集計はコンピューターによって行なわれたが、それぞれの項で記入のない場合はその項の集計から除外した。

調査結果

こゝには主として母子同室制に関する項目につ

いての調査結果を述べる。

1) 年間分娩数

昭和54年1月から12月迄の年間分娩数で、最高は2,931例取扱っている。年間分娩数として100例から200例扱っている施設が最も多く143施設となっている。(表①)

2) 母子同室制の実態

表②に示すように、母子同室制を取り入れている病院は993病院中535病院(53.9%)、母子異室制は458病院(46.1%)で、何等かの形で母子同室制を取り入れているものが半数以上を占めている。その具体的な実態は新生児室に1日2日おいて、それから母子同室にもっていくもの(表②c)が325病院(60.7%)で最も多く、次いでGの新生児室に1日2日おいた後、昼間だけ母子同室、夜間は又新生児室に戻して管理するものが101病院(18.9%)と多くなっている。Hは上記Gの形態をとり、更に退院前1日2日は、自宅に帰ってから戸まどわらないよう母子同室にしておくというものである。

3) 母子同室制の形態

母のベッドサイドにコットを置くというものが462例(86.4%)で最も多いが、母と同床のものもある。Partial rooming-in systemは、新生児室をはさんで両側に母の部屋があり、新生児室と母の部屋を自由に往き来出来るようにしているもので、スイスでは最近この形態をとっているものが多いようである。(図①)

4) 母子室に新生児を移す時期及び新生児室で観察する時間

表④に示す通り、分娩室から直ちに母子室へ行くものは少く、新生児で24~48時間或は72時間位観察し、それから母子室へ移すものが多い。

大部分を新生児室で送り、最後の一日だけ母子同室にする例もみられる。

5) 母子同室の新生児看護管理

表⑤に示されるように、専任看護婦のいない場合の方が多い。又専任看護婦がいない場合、産婦人科病室の看護婦が兼務しているものが44%を占めている。

6) 児に異常がみられた場合

新生児室でみるものが約半数を占め、新生児病室、小児科病室へ移してみるものは夫々10%前後である。(表⑥)

7) 母子室における面会及び面会人が母子室に入室する際の規則

表⑦にみられるように、面会人を限定していない方が約70%と多い。又面会人が母子室に入る際、ガウンを着たり、キャップをかぶったり、マスクをつけるものは非常に少い。靴を履き替えるものは殊に地方や個人の病院に多い。

8) 感染の経験や母親が眠れないという苦情等
母子同室制の短所として感染や、母親が眠れない等挙げられるが、感染の経験をみると表⑧の如くである。

即ち感染の経験あるもの535例中97例(18.1%)であった。感染の経験ありと、面会人を限定している、していないとの関係をみると、統計上有意の差はみられない。

又母親が眠れないという苦情と母子室の形態との関係をみるとこれ又有意の差は認められない。但し母と同床の場合は、眠れないという苦情のないものの方が多くなっている。

9) 夫の陣痛室および分娩室入室許可

最近病院で家庭的雰囲気を出産させようという動きがあり、夫を陣痛室や分娩室に入れる傾向がふえつつあるが、今回の調査では表⑨のような結果が得られた。

10) 母子同室制の実施時期

昭和40年頃から母子同室制をとり入れた病院が急速にふえてきている。(表⑩)

結 論

母子同室制が我が国でどの程度行われているかアンケートにより実態調査をした。有効回答数993例中535例(53.9%)が何等かの形で母子同室制をとり入れている。

母子同室の形態で母のベッドサイドにコートを置くというものが最も多いが、母子同床の例も少数みられた。

分娩後1日2日を新生児室で観察し、その後母子同室とするものが最も多いが、分娩室から直ちに母子室へ移す例も13.6%みられた。

母子同室の新生児の看護管理にあたって、専任看護婦のいるものは23.6%であった。

児の黄疸が強くなったりその他異常が認められた場合、半数は新生児室でみており、新生児病室や小児科病室へ移すものは夫々10%前後であった。

母子室における面会はかなり自由であり、ガウンを着たり、キャップ、マスク等を着けるのは少い。面会人を限定している場合と限定していない場合で感染発生に有意の差は認められない。

又母子同室制の短所として母親が眠れないという苦情が多い事が挙げられるが、母子室の形態との関係ははっきりしない。

母子同室制の実施時期が昭和40年、50年に急にふえているが、母子同室制をとり入れることによって、看護婦の省力化をはかると考えたふしが無いではない。

表-1 年間分娩数
(昭和54年1月~12月)

分娩数	施設数	%
1~	65	6.5
100~	143	14.4
200~	120	12.1
300~	112	11.3
400~	99	10.0
500~	77	7.8
600~	66	6.6
700~	57	5.7
800~	35	3.5
900~	17	1.7
1,000~	42	4.2
1,500~	7	0.7
2,000~	3	0.3
2,500~(2,931)	2	0.2
N. A	134	13.5
*	14	1.4
計	993例	100.0%

(注) *印は、年間途中にて分娩取扱い中止および
年間途中より分娩取扱い施設

N.A.はNo Answer

表-2 母子同室制の実態

	施設数 (%)	母子同室制の内訳
母子同室制	535 (53.9)	535 (100.0)
A 母子同室制のみ		65 (12.1)
B 母子同室、母子異室		8 (1.1)
C 新生児室→母子同室		325 (60.7)
D 新生児室→母子同室、母子異室		12 (2.2)
E 昼間母子同室夜間新生児室		9 (1.7)
F 昼間母子同室夜間新生児室→母子同室		2 (0.4)
G 新生児室→昼母子同室夜間新生児室		101 (18.9)
H 新生児室→昼母子夜間新生児→母子同室		5 (0.9)
I 新生児室→昼間新生児室夜間母子同室		2 (0.4)
J その他(母の希望、気温などによる)		6 (1.1)
母子異室制	458 (46.1)	
計	993例 (100.0%)	

表-3 母子同室制の形態

形 態	施 設 数	%
母 と 同 床	21	3.9
コット (母のベッドサイド)	462	86.4
コーナー (褥室内に)	7	1.3
Partial rooming-in system	3	0.6
N. A	42	7.9
計	535例	100.0%

図-1 PARTIAL ROOM-IN SYSTEM

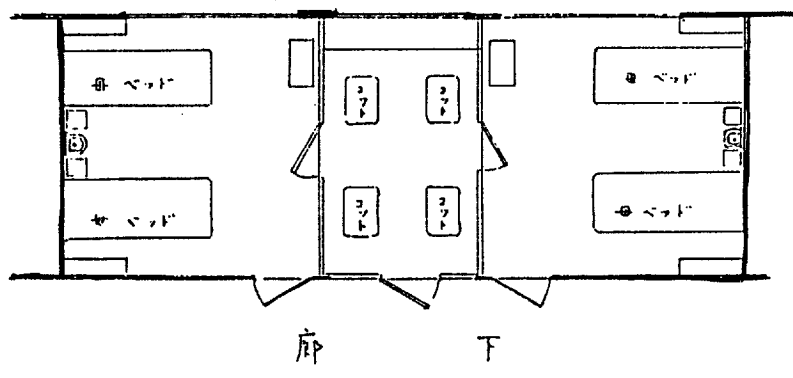


表-4 母子室に新生児を移す時期

	施 設 数	%
分娩室から直ちに母子室へ	73	13.6
新生児で観察し、母子室へ	445	83.2
そ の 他	17	3.2
計	535例	100.0%

表-5 新生児看護管理（母子同室制）

	施設数	%
～ 24 時間	109	24.5
～ 48	205	46.1
～ 72	94	21.1
～ 96	13	2.9
～ 120	2	0.4
～ 144	1	0.2
その他	2	0.4
N. A	19	4.3
計	445例	100.0%

新生児室で観察する時間

	施設数	%
専任看護婦がいる	126	23.6
・ いない	368	68.8
N. A	41	7.7
計	535例	100.0%

看護婦の兼務場所

（専任看護婦がいない場合）

	施設数	%
産科病室(含分娩室)	88	23.9
産婦人科病室(・)	162	44.0
分娩室	2	0.5
新生児室	42	11.4
新生児室+産科病室	19	5.2
新生児室+産婦人科病室	25	6.8
混合病棟	18	4.9
その他	6	1.6
N. A	6	1.6
計	368例	100.0%

表一六 児に異常がみられた場合（母子同室制）

	施設数	%
新生児室へ	283	52.9
同上、新生児病室	12	2.2
同上、小児科病室	9	1.7
同上、新生児病室、小児科病室	2	0.4
新生児病室へ	55	10.3
同上、小児科病室	3	0.6
小児科病室へ	50	9.3
隔離室へ	25	4.7
同上、新生児室	2	0.4
同上、小児科病室	4	0.7
同上、新生児室、新生児病室	6	1.1
同上、新生児室、小児科病室	1	0.2
母子室で	39	7.3
転院	4	0.7
N. A	40	7.5
計	535例	100.0%

表-7 母子室における面会

	施設数	%
面会人を限定している	110	20.6
面会を許可していない	7	1.3
面会人を限定していない	370	69.2
N. A	48	9.0
計	535例	100.0%

面会人が母子室に入室する際の規則

規 則	あ り	な し	N. A	計
手 洗 い	76 (14.2)	373 (69.7)	86 (16.1)	535 ^a (100.0%)
ガ ウ ン	18 (3.4)	426 (79.6)	91 (17.0)	535 (100.0)
キャ ッ プ	11 (2.1)	431 (80.6)	93 (17.4)	535 (100.0)
マ ス ク	28 (5.2)	416 (77.8)	91 (17.0)	535 (100.0)
靴	317 (59.3)	135 (25.2)	83 (15.5)	535 (100.0)
赤ちゃんを抱く	196 (36.6)	255 (47.7)	84 (15.7)	535 (100.0)
面会時間の制限	367 (68.6)	95 (17.8)	73 (13.6)	535 (100.0)

表-8 感染の経験と面会人との関係(母子同室制)

	面 会 人				計
	限定している	許可しない	限定していない	N. A	
感染の経験あり	24	0	72	1	97 (18.1)
“ なし	80	7	287	8	382 (71.4)
N. A	6	0	11	39	56 (10.5)
計	110	7	370	48	535例(100.0%)

母親が眠られないという苦情と母子室の形態との関係
(母子同室制)

	母 子 室 の 形 態					計
	母と同床	コ ッ ト	コーナ-	Partial N-System	N. A	
眠られない苦情あり	8	309	6	2	2	327 (61.1)
“ なし	12	142	1	1	2	158 (29.5)
N. A	1	11	0	0	38	50 (9.3)
計	21	462	7	3	42	535例(100.0%)

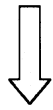
表一 夫の陣痛室および分娩室入室許可

	許 可	不 許 可	N. A	計
夫の陣痛室入室	498 (57.8)	361 (41.9)	3 (0.3)	*862例(100.0%)
夫の分娩室入室	186 (18.7)	799 (80.5)	8 (0.8)	993例(100.0%)

注) *印は、993施設中「陣痛室あり」と回答のあった862施設

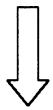
表一 母子同室制の実施時期

実施時期	施 設 数	%
昭和 1年	2	0.4
8	2	0.4
11	1	0.2
15	1	0.2
16	1	0.2
20 ~	18	3.4
25 ~	36	6.7
30 ~	39	7.3
35 ~	51	9.5
40 ~	121	22.6
45 ~	89	16.6
50 ~	105	19.6
55	14	2.6
N. A	55	10.3
計	535例	100.0%



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究目的

最近出生後早期からの母子接触が Materna1 Infant Bond を高める上から大切であると改めて強調されて来た。

母子相互作用を強め,母性の確立を促進するものとして,分娩直後の新生児を産婦に抱かせたり,母乳哺育,更に母子同室制 Rooming in System の問題等が取り上げられる。

我が国に於ける母子同室制の実態はどの様になっているか。アンケート調査によって知ろうとした。